仕　様　書

1　品名　　病院情報システム用端末（その２）

2　製品形式番号等及び数量　　【数量】

日本電気株式会社製

1.Mate MK32M/E-F ﾌﾚｰﾑﾓﾃﾞﾙ Core i5-3470(3.20 GHz) Windows(R)7 Professional 32ﾋﾞｯﾄ with SP1 PC-MK32MEZCF		20
2.17 型 SXGA 液晶	LCDAS171M-C-D	20
3.4GB　DDR3-SDRAM(4GB×1)	PC-D-MSE40F	20
4.128GB　SSD	PC-D-HFE12F	20
5.DVD-ROM(薄型)	PC-D-C8ED2F	20
6.PS/2 ﾃﾝｷｰ付小型ｷｰﾎﾞｰﾄﾞ&USB ﾚｰｻﾞｰﾏｳｽ PC-D-KBE1LF		20
7.ﾊﾟﾗﾚﾙﾎﾟｰﾄ	PC-D-EUEPB9	20
8.筐体ｱｸｾﾝﾄｶﾗｰ(ｴﾚｶﾞﾝﾄｼﾙﾊﾞｰ)	PC-D-ACESLC	20
9.標準添付品ｾｯﾄ	PC-D-KTE7SF	20
10.Windows(R)7 Professional 32ﾋﾞｯﾄ版 再ｾｯﾄｱｯﾌﾟ媒体 PC-D-BCE73F		1
11.Opn-GC Office Professional Plus 2013 Std TP1-A03512049		20
12.医療辞書 2012 for ATOK JL-Government TPS-JS1LA1900G		20
13.ATOK Pro for Windows JL-Government TPS-JS1LAT820G		20
14.IC ｶｰﾄﾞ	RC-S330/S	20
15.1 次元ﾊﾞｰｺｰﾄﾞﾘｰﾀﾞ	NL2001U	20
16.ｳｨﾙｽﾗｲｾﾝｽ (EndptProtectionSuite)		20

３　納　入　期　限　　平成２５年3月２９日（金）

４　納　入　場　所　　大阪市都島区都島本通２丁目１３番２２号
大阪市立総合医療センター

５　保　証　期　間　　検査合格日より１年間

６　特　記　事　項　　(1)本製品の搬入・据付にあたっては、当センターの業務に支障をきたさないよう当センターの指示どおり実施し、正常作動するよう点検・調整を行うこと。

(2)納品に伴う搬送・据付・試運転等の人件費・既存機器１式の廃棄、その他すべての費用は契約金額に含むこと。また、廃棄処理にあたっては、関係法令を遵守すること。

(3)本製品に関する事故・安全情報等は、ただちに報告すること。また、改良等がなされた場合も同様とする。

(4)グリーン配送の規定を遵守すること。

(5)納品時に取扱説明書が存在する場合納品部署に提出すること。またシリアルナンバー等、個体の限定が可能な情報は納品書等に記載し報告すること。

(6)納品時に保証書を提出すること。

(7)機器の使用方法等に関しては常時説明できること。

(8)応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。

問い合わせ先
〒５３４-００２１
大阪市都島区都島本通２丁目１３番２２号
大阪市病院局総務部経営課（契約グループ）
ＴＥＬ　０６－６９２９－３６２７
ＦＡＸ　０６－６９２９－２０３１

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札指名停止措置要綱による指名停止を行うことがある。

(5)　受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

（1）低公害車

ア　天然ガス自動車

イ　電気自動車

ウ　ハイブリッド自動車

エ　車両総重量が３．５トンを超えるＬＰガス自動車

（2）ガソリン自動車

（3）ＬＰガス自動車（ただし、第１号エに掲げるものを除く）

（4）ディーゼル自動車

注１　「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。

ただし、既に届出済の自動車を使用する場合はこの限りではない。

3　届出済のグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」又は「適合車等標章交付請求書のコピー※」の提示を求めた場合には、協力すること。

※「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例に基づいて、大阪府に標章（ステッカー）の交付請求した時の書類のコピーをいう。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５